

第4次地域福祉計画 骨子（案）

基本理念	将来像	現行（第3次）	次期（第4次）		
すべての市民が生涯にわたり、安心して暮らすことができる福祉のまちを実現する	地域いきいきと暮らせる福祉のまち越谷	【基本目標1】市民の主体的参画と協働による地域課題の発見・解決を推進します	【基本目標1】多様な主体による参画と協働による地域課題の発見・解決を推進します	拡充	地域活動の担い手に関することを整理
		（基本方針1-1）一人ひとりが互いに尊重し合い、地域で活躍できる機会づくり	（基本方針1-1）一人ひとりが互いに尊重し合い地域で活躍できる機会づくり		
		（基本方針1-2）みんながつながりをもてる地域づくり	（基本方針1-2）みんなが役割やつながりをもてる地域づくり	拡充	
			（基本方針1-3）必要ときに助け合える連携・協働の環境づくり	拡充	
		【基本目標2】適切な支援を受けられるための包括的な支援体制を強化します	【基本目標2】適切な支援につなぎ課題を解決するための包括的な支援体制を強化します	拡充	
		（基本方針2-1）連携・協働による支援の輪づくり	（基本方針2-1）多様な生活課題への支援に向けた体制づくり		
		（基本方針2-2）社会的な孤立を防ぎ、支援につなぐ仕組みづくり	（基本方針2-2）社会的な孤独・孤立を防ぎ、支援につなぐ仕組みづくり	拡充	
		（基本方針2-3）福祉サービスの更なる充実・向上に向けた環境づくり			
		【基本目標3】一人ひとりがいつまでも自分らしく安全・安心に暮らせる地域をつくります	【基本目標3】誰もが安全・安心に暮らせる人にやさしい地域をつくります	拡充	
		（基本方針3-1）多様な生活課題への支援に向けた体制づくり	（基本方針3-1）福祉サービスのさらなる充実・向上に向けた環境づくり	更新	
		（基本方針3-2）福祉のまちづくり	（基本方針3-2）福祉のまちづくり		行政主導の取組を整理

4次計画における整理のポイント

■市民や地域活動団体だけでなく、「多様な主体」が地域福祉の担い手として、積極的に地域活動に参画・協働することができる環境が必要である。

■福祉サービスを必要とする方も含め地域のあらゆる住民が「役割」を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域が必要である。

【基本目標2からの移行理由】

・従来の連携（ネットワークづくり）から発展して、「多様な主体」それぞれが「役割」を持って、地域活動に取り組む必要があるため。

■必要ときに「助け合える関係」を日頃から構築していく必要がある。

■これまでの「相談体制」を強化し、適切な支援に「つなぐ」だけではなく、「課題の解決」に至るまでの「伴走型支援」体制の強化・充実を図る。

【基本目標3からの移行理由】

・3次では「行政主体の活動」として、基本目標3で整理していたが、計画期間において庁内の連携体制が整備され、重層的支援体制整備事業も開始されたことから、今後は支援体制として強化していく必要があるため。

■「孤独・孤立」対策推進法の施行に伴い、様々な状態に置かれている人と「つながり」、必要な支援に「つなぐ」ための連携・体制を強化する。

■「情報発信」「防災・防犯」「居住支援」などのサービスの質向上をはじめ、ソフト・ハードを含めたあらゆる面からの「人にやさしい」地域づくりを、行政と市民・団体等が手を取り合って実現することが重要である。

【基本目標2からの移行理由】

・基礎調査の結果から、「情報発信」や「福祉サービスの質」向上など、今後はより「行政や社協」が主導して取り組むことが「期待」されているため。